

# 年末調整、確定申告まで捨てないで！

「社会保険料控除（国民年金保険料）  
控除証明書」

納めた国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、全額が社会保険料控除として、その年の課税所得から控除されます。

## 控除対象

- ・令和2年1月～12月までに納めた保険料の全額（過去の年度分や追納した保険料も含まれます）
- ・自身だけでなく、配偶者や家族（お子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除対象となります。

Q. 社会保険料控除を受けるためには？

A. 年末調整・確定申告を行うときに保険料を支払った証明書類が必要です。

令和2年1月以降に国民年金保険料を納付した人へ、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料控除（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。捨てずに大切に保管し、確定申告や年末調整の際にお使いください。



控除証明書をなくした！



再発行が  
可能です

控除証明書をなくした場合、最寄りの年金事務所へ問合せください。

再発行の手続きのためには、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものが必要です。

問合せ先 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8801

中止  
年末調整等説明会

税務署では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施していた年末調整等説明会の開催を中止します。

年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに特集ページを作成していますので、確認ください。



特集ページ  
はコチラ

税についてちょっと考えてみよう！  
**「税を考える週間」**  
11月11日～11月17日

国税庁のホームページでは「税に関する情報」を紹介し

- ◆ ドラマ仕立ての動画で紹介
- ◆ イラストで紹介
- ◆ マイナンバー制度についても紹介中

詳しくはこちら [税を考える週間](#) 検索

問合せ先 鳥取税務署 ☎0857-22-2141